

有機農業推進総合対策事業実施要領

制定 3農産第 3652 号
令和 4 年 4 月 1 日
農林水産省農産局長通知

第 1 趣旨

有機農業推進総合対策事業の実施に当たっては、有機農業推進総合対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3651 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第 2 目的

本事業は、有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、農業者等による現場の先進的な取組の横展開による有機農産物の安定供給体制の構築、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた事業者と連携して行う需要喚起等の取組を支援する。

第 3 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

1 国際水準の有機農業

国際水準の有機農業とは、有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日付け農林水産省告示第 1605 号。以下「有機 JAS 規格」という。）第 4 条の基準を満たす生産方法（同条の表に定める転換期間中のほ場における生産を含む。）とする。

2 有機農産物等

有機農産物等とは、有機 JAS 認証を受けた農産物その他国際水準の有機農業で生産された農産物とする。

第 4 事業の内容

本事業は次の事業から構成されるものとし、各事業の内容、補助要件、成果目標の設定、審査基準は以下に定めるとおりとする。

1 有機農業新規参入者技術習得等支援事業

(1) 有機農業新規参入者技術習得支援事業

別紙Ⅰに定めるとおりとする。

(2) 有機農地集約化試行支援事業

別紙Ⅱに定めるとおりとする。

2 有機農産物安定供給体制構築事業

(1) オーガニック産地育成事業

別紙Ⅲに定めるとおりとする。

(2) オーガニックビジネス拡大支援事業

別紙Ⅳに定めるとおりとする。

- (3) 産地間・自治体間連携支援事業のうち自治体間連携活動支援事業
別紙Ⅴに定めるとおりとする。
 - (4) 産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証支援事業
別紙Ⅵに定めるとおりとする。
 - (5) 産地間・自治体間連携支援事業のうち流通技術課題対応実証支援事業
別紙Ⅶに定めるとおりとする。
- 3 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業
別紙Ⅷに定めるとおりとする。

第5 事業実施主体の要件

本事業を構成する事業の実施主体は、別紙Ⅰ～Ⅷに定めるもののほか、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1 事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 2 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等（以下「規約等」という。）が定められていること。
- 3 規約等において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第6 補助対象経費

- 1 補助対象経費は本事業に直接必要な経費であって、本事業にかかるものとして明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるもののみとする。
事業実施主体は、補助対象経費が本事業に直接必要となった根拠を明確にするとともに、その経理に当たっては、費目ごとに整理を行い、ほかの事業等と区別し、適切かつ明確に区分して計上するものとする。
- 2 次の取組は補助対象とならない。
 - (1) 事業実施主体が自力若しくはほかの助成により実施し、又は既に実施を完了した取組
 - (2) 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
 - (3) 事業の期間中に発生した事故、災害及びこれらに相当する事象の処理のための経費
 - (4) 販売促進のための新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告
- 3 補助金の返還
農林水産省は、次に抱える事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求め

ることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのことに正当な理由もなく、かつ、改善の見込みもないと認めるときには、補助金の一部の減額若しくは交付決定の取消し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

- (1) 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 事業成果の評価等の報告を怠った場合
- (3) 事業実施計画の進捗が計画と著しく異なる場合（事業実施主体から進捗と計画が著しく異なることについて計画変更の申請があり、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）がこれを承認した場合を除く。）

第7 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 事業実施主体は、交付等要綱第4第2項の規定に基づき事業実施計画を作成し、別記様式第1号により農産局長又は地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) (1)の事業実施計画について、次に掲げる重要な変更に係る手続きは、(1)に準じて行い、農産局長又は地方農政局長等の承認を受けるものとする。
 - ア 事業実施主体の変更
 - イ 事業の新設又は廃止
 - ウ 事業費の3割を超える増又は国庫補助金等の増
 - エ 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減
- (3) (2)について、農産局長又は地方農政局長等は、事業実施計画の変更を承認する場合にあっては、別記様式第2号により通知するものとする。

2 事業の交付決定及び事業着手

- (1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手するものとする。

ただし、事業の効率的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあつては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定前までのあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、農産局長又は地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第3号により農産局長又は地方農政局長等に提出するものとし、かつ、交付等要綱第6第1項の規定による申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。
- (3) 農産局長又は地方農政局長等は、事業実施主体が(1)のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決

定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の結果、成果等の事業実施状況に係る報告書を作成し、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度までの間、毎年7月末までに別記様式第4号により農産局長又は地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 農産局長又は地方農政局長等は、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第9 事業の評価

- 1 事業実施主体は、自ら事業実施結果の評価を行い、その報告（以下「評価報告」という。）を取りまとめ、目標年度の翌年度の7月末日までに別記様式第5号により農産局長又は地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は前項により事業の評価報告の提出を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成状況及び成果目標の達成に向けた取組状況に関し、適正になされているかどうかについて遅滞なく点検・評価を行い、農産局長に報告するものとする。
- 3 農産局長は、第1項により事業の評価報告の提出を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成状況及び成果目標の達成に向けた取組状況に関し、適正になされているかどうかについて、第2項により報告を受けた地方農政局長等の点検・評価結果と併せて、遅滞なく点検・評価を行うものとし、その結果、事業評価が適正になされていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 4 農産局長は、前各項により提出を受けた評価報告の内容について、外部有識者及び関係部局で構成する検討会（以下「評価検討委員会」という。）を開催し、その評価を行うものとする。

なお、検討会の開催に当たっては、評価報告の内容を確認するとともに、必要に応じ、事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

- 5 農産局長及び地方農政局長等は、評価結果について、別記様式第6号に取りまとめ、速やかに公表するものとする。
- 6 第4第1項（2）及び第4第2項（1）の事業にあつては、成果目標が達成されていないと判断される場合、農産局長又は地方農政局長等は事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に目標達成に向けた改善計画を別記様式第7号により提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあつては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

- （1）自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

(2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

7 農産局長又は地方農政局長等は、前項に規定する改善計画に基づく取組終了後、当該事業実施主体に対し、再度評価報告を提出させるものとする。

8 地方農政局長等は、第6項により指導を行った場合には、その内容を農産局長に報告するものとする。

第10 推進指導

国は、本事業の効果的かつ効率的な推進が図られるよう、都道府県、市町村、農業団体、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第11 その他不正行為に対する措置

農産局長又は地方農政局長等は、事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

別紙Ⅱ 有機農地集約化試行支援事業

第1 事業の内容

新たに有機農業に取り組む農業者（営農の一部若しくは全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内である又は今後取り組むことを予定しているものをいう。以下同じ。）が営農しやすい環境（周辺地域からの有機 JAS 規格第3条に定める使用禁止資材の飛散や流入等のリスクを軽減し緩衝帯を小さくできるなど）を整備するため、市町村又は市町村を構成員に含む協議会等が、複数の耕作放棄地等をまとめて簡易な整備やほ場管理を行い、有機 JAS ほ場に転換（以下「有機集約農地」という。）する試行的取組を支援する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 取組内容

ア 事業計画の検討

本事業の事業実施主体や地域関係者（地域の地権者や耕作者、農地中間管理機構職員、JA 等）を参集し、有機集約農地の確保に向けた事業実施計画の内容やその進め方の確認その他本事業の目標達成に向けて必要な事項について調整・検討を行う。

イ 地権者や関係者の合意形成を図る取組

有機集約農地を確保する計画を有する地域関係者の合意形成を図るため、本事業の趣旨や取組内容に関する地権者等向け説明会の開催、地権者及び近隣住民に対する有機農業者受け入れ等に関する意向アンケートの実施、先進地事例の調査及び事例報告のとりまとめ、有機集約農地の利用を希望する農業者と地権者等とのマッチングに向けた相談会の開催等、地域の状況に応じ必要な取組を行う。

ウ 有機集約農地への転換・管理

農地を有機集約農地に転換又は維持するため、除草、耕うん等のほ場管理、土壌分析、たい肥の施用、緑肥の播種・すき込み等による土づくりの取組、暗渠の設置・抜根・畦抜き・排水改良等のための重機などを借り上げての簡易な整備等、地域の状況に応じ必要な取組を行うとともに、有機 JAS 認証を受けるための取組を行う。

エ 取組成果の概要の作成

本事業で実施した際の課題やその解決策、取組内容等を簡潔にまとめた成果概要を作成する。

(2) 実施に当たっての留意事項

(1) エで作成した取組成果の概要は、ホームページでの掲載、セミナーでの事例発表、市町村等の視察の受け入れ等を通じ、情報発信を行うものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

る。

ア 協議会の場合は、有機集約農地の存する市町村が参画していること。

イ 市町村公社の場合は、有機農業向けに集約化する計画の対象農地の管理その他必要な業務を実施することについて、有機集約農地の存する市町村との間で合意していること。

(2) 補助要件

1 (1) に掲げる取組内容を全て行うこと。

3 成果目標の設定

本事業の成果目標は以下のものとし、目標年度は令和4年度とする。

成果目標 有機集約農地を2ha以上確保

なお、当該農地は、以下のア及びイを満たすものとする。

ア 三筆以上のほ場が連続し、それぞれのほ場の一边が他のいずれかのほ場の一边と隣接している一団の農地が含まれていること。

イ 有機JAS規格の基準を満たすことが確認され、転換期間中の状況であること。

4 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 参画している市町村の条例、地域再生計画など農業以外の計画や、人・農地プラン等に有機農業が位置付けられているか。

イ 参画している市町村に、新規就農者をサポートする体制があるか。

ウ 参画している市町村に、有機農業者をサポートする体制があるか。

エ 構成員の中に、有機農業への新規就農者や転換者に農地の斡旋・紹介等を行った実績のある者が参画しているか。

オ 構成員の中に、有機農業のほ場管理を行った実績のある者が参画しているか。

(2) 取組の高度化

ア 参画している市町村は、有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークの会員であるか。

イ 有機集約農地の利用を予定する農業者が決まっているか。

ウ 有機集約農地は五筆以上のほ場が連続しているか。

エ 有機集約農地は3ha以上であるか。

オ 参画している市町村に、新規就農者を主な対象とした支援措置があるか。

別紙Ⅲ オーガニック産地育成事業

第1 事業の内容

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進する拠点的な産地（以下「実践拠点」という。）を育成するため、技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援する。

1 事業の取組内容

本事業は、以下の（１）に掲げる支援の種類を設けるとともに、支援する取組の内容は（２）に掲げるものとする。なお、本事業の実施主体は、（１）ア又は（１）イの（ア）若しくは（１）イの（イ）のうちいずれか１つの支援の種類を選択し、それぞれ２の補助要件、３の成果目標等に即して実施するものとする。

（１）支援の種類

ア 販路確保型

新たに有機農業に取り組む農業者が現に存在し、今後も増加が見込まれるものの、このような農業者だけでは十分な販路確保が難しい地域において、地方自治体や関係者と連携し、栽培技術や経営力の向上に向けた取組や新たな販路の確保に向けた取組を実施することで、新たに有機農業に取り組む者をより多く受け入れられる拠点的な産地を育成するものとする。

イ 供給拡大型

国内外の市場ニーズに応じた有機農産物の安定供給体制構築に向け、以下の２タイプの拠点的な産地を育成するものとする。

（ア）生産主導タイプ

既に一定量の有機農産物等が生産されている地域や団体が、主体的に取組面積拡大や作業効率化等により生産・出荷量の拡大を図るタイプ

（イ）実需ニーズ対応タイプ

高い需要があるものの、国内での生産が十分でなく、国産品の調達が難しい品目（輸入割合が高い有機果実、有機大豆、有機小麦等）について、実需者から新規作付け、増産、品質向上等が必要となる調達希望（ニーズ）が産地に提示されており、当該ニーズに有機農産物等の生産地域や団体が対応し生産・出荷量の拡大を図るタイプ

（２）取組内容

ア 事業推進に関する検討

複数の有機農業者を始め、必要に応じ近隣の農業者、自治体・各種団体関係者、当該地域の有機農産物等の流通・加工・小売等に関わる事業者等を参集し、実践拠点づくりの推進に向け、事業計画の内容やその進め方の確認、会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について調整・検討を行う。

イ 栽培技術力・経営力向上のための取組

実践拠点の有機農業者の栽培技術や経営力の向上を図るため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、新たに有機農業に取り組む者の技術力や経営力の向

上に資するよう留意するものとする。

(ア) 研修ほ場の設置等

実践拠点において今後有機農業を開始することを希望する者を対象とする研修ほ場の設置、及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者（有機農業に取り組んでいる者であって、有機農業への新規就農者及び転換者に技術や経営等に関する指導を行う者とする。以下同じ。）や有識者、有機農業指導員等による技術講習会等の開催

(イ) 新たな栽培技術の実証等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、新たな栽培技術（栽培品目の生育状況、収量、品質、生産性、環境負荷等を改善するものに限る。）の実証を行うための実証ほ場の設置、農業機械のリース、実証データの収集・分析及び同ほ場を活用した地域の熟練有機農業者や有識者、有機農業指導員等による技術講習会等の開催

(ウ) 労働時間や生産コストの分析等

実践拠点の有機農業者や関係者が共同で行う、農業機械のリース導入や新たな栽培技術の導入等による、労働時間や生産コスト等の分析や改善策の検討を行うためのデータの収集・分析及び地域の熟練有機農業者や有識者、有機農業指導員等による講習会等の開催

(エ) 栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成

上記（ア）から（ウ）までの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同様の取組の結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上に関するマニュアルや技術指導書等の作成

(オ) 栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入実証

上記（ア）から（ウ）までの取組及び実践拠点の存する地域で過年度に行われた同様の取組の結果等を踏まえた地域の環境に適した栽培技術や経営力向上をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入実証

(カ) 経営力向上・表示制度に係る研修会等

実践拠点の有機農業者の栽培技術・経営力の向上、有機農業者や関係者の有機 JAS 認証制度を含む表示制度等の理解増進に資する研修会等の開催

(キ) 新たに有機農業に取り組む者の土づくり技術実証

新たに有機農業に取り組む者の経営するほ場等の土づくりのための技術実証

(ク) 成果報告会等

上記（ア）から（キ）までの取組成果を共有するための報告会や検討会の開催

ウ 安定供給体制構築のための取組

実践拠点で生産される有機農産物等やその加工品を安定的に供給する体制を構築するため、以下の取組を一体的に実施する。

なお、実施に当たっては、有機農業への新規就農者及び転換者の販路開拓・拡大に資するよう留意するものとする。

(ア) 販売戦略等に係る意見交換会等

地域の生産能力、実需の動向、出荷の方法、加工等を含む販売戦略等、農産

物の安定供給体制構築に向けた戦略や課題を検討・共有するための意見交換会や検討会の開催

(イ) 生産・出荷効率化に係る講習会等

実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付け時期等の調整を行うための意見交換会や検討会の開催及び生産や出荷の調整・管理を効率化するための手法等に関する講習会等の開催

(ウ) 生産・出荷効率化に係るソフトウェア等の導入実証

実践拠点やその近隣における栽培品目、生産量、作付時期等の調整並びに生産及び出荷の調整・管理の効率化をサポートするソフトウェアやアプリケーションの導入実証

(エ) 需要調査

実需者の意向把握調査（店舗調査を含む。）や需要量の調査

(オ) 展示会への出展、実需者の招へい・商談等

実需者を訴求対象に含む展示会やイベントへの出展、実践拠点や同拠点に係る場への実需者の招へい、商談等、新たな販路開拓に向けた取組や意見交換会等の実施及びこれらに必要となる実践拠点の取組や有機農産物等に関する資料（映像資料を含む。）の作成

(カ) 加工品の試作開発

販路開拓に必要となる加工品の試作開発や食品加工機械のリース

(キ) 学校給食等での利用拡大

協議会に参画する地方自治体管内の学校給食等で利用する有機農産物等の栽培計画、集荷方法、納品規格等に関する調整・検討やマニュアルの作成、農産物の調理品又は加工品の試作、実践拠点における有機農業の取組及び有機農産物等に関する資料（映像資料を含む。）の作成

2 補助要件

(1) 販路確保型の要件

ア 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

(ア) 協議会であって、その構成員に以下のaからcまでの者が全て参画していること。

a 有機農業の取組拡大を検討・計画している地方自治体の職員。

b 原則として5名以上の有機農業者とし、その中に熟練有機農業者を1名以上、新たに有機農業に取り組む者（新規就農者又は転換者）を1名以上含むものとする。ただし、法人や団体等（以下「団体等」という。）を構成員に含む場合、当該団体等に属するこれらの者の数を個別に計上することができる。

また、事業開始後にやむを得ず上記の要件を満たさなくなった場合は、新たに有機農業に取り組む者を募ること等により、要件を満たすように努めるものとする。

c 上記a及びbの他、近隣の農業者、各種団体関係者、生産された有機農産物等に関わる事業者や実需者、給食関係者、イベント関係者等のうちいずれかの

者。

イ 補助要件

(ア) 1 (2) の取組内容のうちアの事業推進に関する検討は、必ず実施すること。

(イ) 1 (2) の取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組を行う場合は、イ (ア) から (ク) までの中から2項目以上を、ウの安定供給体制構築のための取組を行う場合は、ウ (ア) から (キ) までの中から2項目以上を選択し、一体的に実施すること。

ただし、みどりの食料システム推進交付金の各事業と連携した取組を計画・実施している場合には、同交付金の事業において取り組む項目と併せ上記要件を満たすこと。

(ウ) 1 (2) の取組内容のうちイ (オ) の栽培技術・経営力向上に係るソフトウェア等の導入実証、及びウ (ウ) の生産・出荷効率化に係るソフトウェア等の導入実証は、支援対象としない。

(エ) 1 (2) の取組内容のうちイ (イ) の新たな栽培技術の実証等及び (ウ) の労働時間や生産コストの分析等における農業機械のリース、並びにウ (カ) の加工品の試作開発における食品加工機械のリースは、支援対象としない。

(2) 供給拡大型の要件

ア 生産主導タイプの要件

(ア) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

a 協議会や法人等の代表者や役員等に、有機農業を始めて5年以上の者であって、有機農産物等の共同出荷に取り組んでいる者を含むこと。

b 本事業の成果を受益する有機農業者が3戸以上又は農業従事者（原則年間150日以上従事）が5名以上であること。

c 中小企業又は小規模事業者であること。（ただし、以下のaからcまでのいずれかに該当する中小企業者は除く。）

(a) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者

(b) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者

(c) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者

d 協議会の場合は、構成員に(1)ア(ア)のb及びcの要件を満たす者が参画していること。

イ 実需ニーズ対応タイプの要件

(ア) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、第4のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

a 実需者から新規作付け、増産、品質向上が必要となる以下の内容を含む具体

的な有機農産物の調達希望（ニーズ）を受けていること。

- (a) 品目
- (b) 品種、規格、品質等
- (c) 数量
- b 協議会や法人等の代表者や役員等に、有機農業を始めて5年以上の者であって、有機農産物等の共同出荷に取り組んでいる者を含むこと。
- c 本事業の成果を受益する有機農業者が3戸以上又は農業従事者（原則年間150日以上従事）が5名以上であること。
- d 中小企業又は小規模事業者であること。（ただし、以下の（a）から（c）までのいずれかに該当する中小企業者は除く。）
 - (a) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - (b) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者
 - (c) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者
- e 協議会の場合は、構成員に（1）ア（ア）のb及びcの要件を満たす者が参画していること。

(3) 個別の取組項目の実施要件

本事業の1の（2）に定める取組項目の実施に当たっては、以下の要件を満たすものとする。

ア 取組内容のうちイ（キ）の新たに有機農業に取り組む者の土づくり技術実証を行う場合の補助要件及び補助対象は、次のとおりとする。

(ア) 実証を行う場所は、事業実施主体が必要と認めた、新たに有機農業に取り組む者の経営するほ場に限定するとともに、新たに有機農業に取り組む者は、熟練有機農業者や学識経験者、有機農業指導員等による技術指導を受けるものとする。

ただし、同一の者の経営するほ場での取組は、各年度において1取組までとし、過年度のオーガニックビジネス実践拠点づくり事業及び同種の国の事業で採択実績のある地域において、過年度の取組に係るほ場を経営していた者と同じの者が経営するほ場での取組は、通算で2取組までとする。

(イ) ほ場で利用する堆肥等は、有機 JAS 規格別表 1 に定める肥料及び土壌改良資材に限るものとし、その購入費（運搬及び散布に係る経費を含む。）を補助対象とする。

イ 取組内容のうちイ（エ）の栽培技術・経営力向上マニュアル等の作成、ウ（ア）の販売戦略等に係る意見交換会等及び（エ）の需要調査の取組については、前年度に本事業を活用し同様の取組を行った場合は、補助対象外とする。

ウ 農業機械又は食品加工機械をリース導入する場合の基準は、次のとおりとする。

(ア) リースの対象となる機械の利用者の範囲

リースの対象となる機械の利用者は、事業実施計画で定める範囲において農業者又は団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人に限る。）

とする。

(イ) 農業機械及び食品加工機械の範囲

農業機械の範囲は、有機農産物の生産・出荷拡大に必要なものとし、食品加工機械の範囲は、製造・加工等機械のうち、有機農産物の加工に必要なものとする。

ただし、次に掲げる機械は対象機械の範囲から除くものとする。

- a 農業機械のうち、トラクター、田植機（紙マルチ田植機を除く。）、田植装置を有する栽培管理ビークル、自脱型コンバイン等汎用性の高いもの
- b 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて50万円未満のもの。
- c 利用者が既に利用している機械と同程度の能力のもの。

(ウ) 機械の利用条件

- a 有機農産物の生産・出荷量、有機加工食品の製造・加工量等に応じた適正な処理能力とすること。
- b (ア) に定める利用者が共同利用するものであること。

(エ) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- a 事業実施計画に記載された利用者及び機械に係るものであること。
- b リース事業者が納入する機械は原則として一般競争入札で選定すること。
- c リース期間は法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。
- d 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。
- e リース期間終了後、利用者にリース物件を譲渡する旨の定めがないこと。
- f スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等をリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

エ リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械等ごとに次に掲げるa及びbの算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。

なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械等利用者が機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

- a $\text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1 / 2$
以内
- b $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1 / 2$ 以内

(4) その他の要件

ア 本事業の事業実施主体は、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号農林水産省生産局長通知）を確認の上、同規範別のチェックシート（農業 事業者団体向け）を有機農業推進総合対策事業交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3651号農林水産事務次官依命通知）第17に定める実績報告（以下「実績報告」という。）の期日までに、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）宛てに提出するものとする。

イ 農業生産工程管理（GAP）の導入

事業実施主体は、「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月21日付け22生産第479号農林水産省生産局長通知）に沿った農業生産工程管理をより多くの農業者が導入するよう努めるものとする。

ウ 経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

本事業の事業実施主体及び事業の受益者は、経営の安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めること。

エ 次の取組は、補助対象としない。

(ア) 事業実施主体が自力若しくは他の助成により現に実施し、又は既に実施を完了している取組

(イ) 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組

(ウ) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(エ) 事業所の家賃等事業実施主体の経常的な運営経費

(オ) その他この事業を実施する上で必要とは認められない経費及びこの事業の実施に要したことを証明できない経費

(カ) 特定の個人又は法人のみの資産形成又は販売促進につながるPR活動として行う、ポスター、リーフレット等の作成、新聞、ラジオ、インターネット等マスメディアによる宣伝及び広告、物品の販売のみを行うイベントへの出展等の取組

(キ) 農畜産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

(5) 補助金の返還

国は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体に対して報告を求めることができるものとし、これらの事由のいずれかに該当する場合において、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の一部若しくは全額を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

ア 事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合

イ 事業成果の評価等の報告を怠った場合

ウ 事業により導入した機械について事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断した場合

エ 事業により導入した機械のリース契約を解約した場合

3 成果目標の設定

本事業の成果目標は、支援の種類ごとに以下のとおりとし、目標年度は令和7年度とする。

なお、国際水準の有機農業について、農業者又は取組面積として算定するものは、①有機 JAS 認証を取得している、②国際水準の有機農業が行われていることを、地方自治体又は民間企業又は団体等の制度若しくは仕組みで確認されている又は③有機農業指導員等により確認されているものとする。

(1) 販路確保型

成果目標は、以下のア及びイの両方とする。また、以下のウ及びエは成果目標の参考指標として、事業実施年度の前年度及び目標年度が比較できるよう把握しておくものとする。

ア 有機農業への新規就農者及び転換者の合計人数

事業実施年度の前年度の有機農業者数の10%以上増加

イ 新たに有機 JAS 認証を取得した農業者数

事業実施年度の前年度の有機 JAS 認証取得農業者数の10%以上増加

(前年度の有機 JAS 認証取得農業者がゼロの場合は、事業実施年度の前年度の有機農業者数の10%以上とする。)

ウ 国際水準の有機農業の取組面積

エ 有機農産物等の出荷量

(2) 供給拡大型

成果目標は、以下のアからウまでのいずれかを選択するものとする。なお、成果目標に選択しなかった2つの指標は、成果目標の参考指標として、事業実施年度の前年度及び目標年度が比較できるよう把握しておくものとする。

(前年度の有機 JAS 認証を取得した取組面積や農産物がゼロの場合は、それぞれ事業実施年度の前年度の国際水準の有機農業の取組面積、有機農産物等の出荷量の10%以上とする。)

ア 有機 JAS 認証を取得した取組面積

事業実施年度の前年度から10%以上増加

イ 有機 JAS 認証を取得した農産物のお荷量

事業実施年度の前年度から10%以上増加

ウ 有機 JAS 認証を取得した農産物の販売額

事業実施年度の前年度から10%以上増加

4 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 販路確保型

ア 有機農業の取組の波及性

(ア) 協議会の構成員に有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク会員の市町村が含まれているか、又は複数の市町村が含まれているか。

(イ) 協議会の構成員に都道府県又は複数の市町村を管轄する都道府県関連機関や農業団体等が含まれているか。

(ウ) 協議会の構成員に新たに有機農業に取り組む者が2名以上含まれているか。

- (エ) 協議会の構成員に有機農業者が6名以上含まれているか。
- (オ) 取組内容のうちイ(ク)の成果報告会等を行う計画となっているか。

イ 有機農業の取組の高度化

- (ア) 取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組及びウの安定供給体制構築のための取組の双方に取り組んでいるか。
- (イ) 取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組に3つ以上取り組んでいるか。
- (ウ) 取組内容のうちウの安定供給体制構築のための取組に3つ以上取り組んでいるか。
- (エ) 2つの成果目標の増加割合がいずれも15%以上であるか。
- (オ) 取組内容のうちイ(カ)の経営力向上・表示制度に係る研修会等のうち、有機JAS認証制度の理解増進に資する研修会を開催する計画となっているか。

(2) 供給拡大型

ア 有機農業の取組の波及性

- (ア) 事業実施主体の代表者又は役員等に、農業経営基盤強化法(昭和55年法律第65号)に基づく農業経営改善計画の認定を受けた農業者(認定農業者)が含まれているか。
- (イ) 事業実施主体に新たに有機農業に取り組む者が1名以上含まれているか。
- (ウ) 事業実施主体に市町村、都道府県、関連機関や農業団体等が含まれているか。
- (エ) 本事業の成果を受益する有機農業者が5戸以上であるか。
- (オ) 取組内容のうちイ(ク)の成果報告会等を行う計画となっているか。

イ 有機農業の取組の高度化

- (ア) 取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組及びウの安定供給体制構築のための取組の双方に取り組んでいるか。
- (イ) 取組内容のうちイの栽培技術力・経営力向上のための取組に2つ以上取り組んでいるか。
- (ウ) 取組内容のうちウの安定供給体制構築のための取組に2つ以上取り組んでいるか。
- (エ) 成果目標の増加割合が15%以上であるか。
- (オ) 成果目標の増加割合が20%以上であるか。

5 その他

本事業及びオーガニックビジネス実践拠点づくり事業の販路確保型の支援について、同一の事業実施主体が支援を受けられるのは、原則3か年までとする。ただし、当該事業実施主体が取組を実施する地域の範囲を拡大し、かつ、取組内容が異なる場合は、この限りでない。

別紙VI 産地間・自治体間連携支援事業のうち生産技術課題対応実証支援事業

第1 事業の内容

実践拠点や有機農業の産地に共通する生産技術課題（軽労化など有機農業の生産性向上）の解決に向け、全国複数か所において、有機農業の生産性向上に資する農業機械や栽培管理機器（以下「農業機械等」という。）の実証（現地条件に応じた農業機械等の最適な使用条件の確認、農業機械等の利用に伴う栽培方法の工夫の確認、これらの導入に伴う生産性の変化の把握等）や、その成果の普及に係る取組を支援し、有機農業等に関係する産地間・自治体間の連携を強化し、現場の先進的な取組の横展開を推進する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 生産技術課題の解決に向けた実証の取組

有機農業に取り組む際に大きな作業負担となっている雑草対策（除草、抑草等）に関して、全国の複数か所において、作業時間短縮に資する農業機械等の最適な使用条件の確認、現地条件に応じた軽微な改良、農業機械等の利用に伴う作業時間の変化の把握等の実証の取組を支援する。

なお、実証の対象とする栽培品目や実証を行う場所は、実証結果がより広範な地域に活用されるように選定する。また、1種類の農業機械等当たり2か所以上を選定する。

(3) 成果の普及

上記(2)の実証成果を普及するため、報告書を取りまとめるとともに、実証を行った地域又は実践拠点（令和3年度以前に同様の事業を実施した地域を含む。）やみどりの食料システム戦略推進交付金「有機農業産地づくり」事業に取り組む地域のうち、2か所以上において、農業者向け成果講習会を開催する。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・理事や事業を担当する構成員として、農業機械等のメーカー、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、研究者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

ア 1の(2)及び(3)を必ず実施すること。

イ 第1の1の(2)の取組において、スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を用いて実証を実施する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」

(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

3 成果目標の設定

本事業の成果目標は、以下の(1)及び(2)の両方とし、目標年度は令和4年度とする。

- (1) 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間を、実証を行った全ての箇所で見積り値より10%以上短縮すること。
- (2) 農業者向け成果講習会において、全ての農業機械等で50名以上の農業者の参加を得ること。

4 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

- ア 2社以上の農業機械等のメーカー又は栽培技術指導を行う団体が参画しているか。
- イ 農業機械等のメーカー、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、研究者又は農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。
- ウ 農業者向けの講習会を実施した経験を有する者が参画しているか。
- エ 実証する農業機械等は、過去3年以内に有機農業者への導入実績があるか。
- オ 実証する農業機械等は、導入時の生産者へのサポート体制が整備されているか。

(2) 取組の高度化

- ア 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間に係る成果目標として、現状値より15%以上向上する数値が設定されているか。
- イ 農業機械等の導入による雑草対策に要する時間に係る成果目標として、現状値より20%以上向上する数値が設定されているか。
- ウ 農業機械等の実証内容が、具体的な計画になっているか。
- エ 農業機械等の実証地域が、複数の都道府県に配置され、かつ、一部の地方に偏っていないか。
- オ 成果講習会の開催数が、3か所以上の計画になっているか。

第2 その他

- 1 第1の1(2)の実証は、1者で複数の種類の農業機械等の実証を計画する者を事業実施主体とすることもできるものとする。ただし、2種類以上の農業機械等の実証に係る計画について、一部の農業機械等の実証のみを補助対象経費として選定し、調整を行う場合がある。
- 2 1でいう「種類」とは、「除草機」等、農業機械等の一般的な名称として一括できる範囲を指す(ただし、例えば水田用と畑作用とで機械等の構造や性能が大きく異なる場合等は、異なる種類とする。)ものとし、「1種類の農業機械等」の中に含まれ

る製品は、複数のメーカーのものであるか同一メーカーのものであるかを問わないものとする。また、同一の種類 of 農業機械等を、複数の栽培品目を対象として実証することもできるものとする。

別紙Ⅶ 産地間・自治体間連携支援事業のうち流通技術課題対応実証支援事業

第1 事業の内容

実践拠点や有機農業の産地に共通する流通技術課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に対応する実証の取組を支援し、有機農業等に関係する産地間・自治体間の連携を強化し、現場の先進的な取組の横展開を推進する。

1 事業の取組内容

本事業で支援する取組の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業推進に関する検討

本事業の進め方や会計処理のルール等の確認、その他本事業の目標達成に向けて必要な事項等について、事業の実施に関わる関係者間で調整・検討を行う。

(2) 流通技術課題の実証

実践拠点に共通する流通技術課題（個々の産地だけではロットが小さく流通量が不安定で高コスト等）に対応し、その解決を目指すため、全国2か所以上の有機農産物等の産地や2団体以上の出荷グループ等を対象として、多数の有機農業者や事業者・団体等の間で有機農産物等の集出荷に関する情報を共有する仕組み（アプリケーション等の導入、使用を含む。）を試験導入し、流通量の安定化、流通コストの軽減等の効果を、実証等に取り組み、把握する。

(3) 成果の普及

(2)の成果を普及するための報告書を取りまとめるとともに、実践拠点や自治体職員等が参集するセミナー等の場を活用し、取組成果の普及を2回以上行う。

2 補助要件

(1) 事業実施主体の要件

本事業の事業実施主体は、実施要領本体第5のほか以下の要件を全て満たし、かつ、農産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定するものとする。

- ・理事や事業を担当する構成員として、有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、複数の業種の者が参画していること。

(2) 補助要件

- ・1 (2) 及び (3) の取組を必ず実施すること。

3 成果目標の設定

本事業の成果目標は以下の(1)から(3)までの全てとし、目標年度は令和4年度とする。

- (1) 産地の農産物の集出荷取りまとめ等による、令和2年度の農業者の物流コストからの削減率 10%以上
- (2) 流通技術課題の実証に参画する有機農業者数 30名以上

(3) 1の(3)の取組への参加人数 50名以上

4 審査基準

本事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 事業実施主体の体制

ア 有機農業やその関連産業に係る学識経験者、生産者、流通業者、実需者、農業関連団体関係者等のうち、3種類以上の業種の者が参画しているか。

イ 現在、集出荷情報共有化の仕組み（アプリケーションに限らない）を提供している者が参画しているか。

ウ 実証する出荷情報共有化の仕組みは実証地域外でも取り組み可能な汎用性のあるものか。

エ 実証する出荷情報共有化の仕組みは、過去3年以内に導入実績があるか。

オ 実証する出荷情報共有化の仕組みは、導入後のサポート体制が整備されているか。

(2) 取組の高度化

ア 産地の農産物の集出荷取りまとめ等による農業者の物流コスト削減率が15%以上となる計画となっているか。

イ 成果の普及の取組について、参加人数が40名以上となる計画となっているか。

ウ 集出荷情報共有化の実証内容が、具体的な計画になっているか。

エ 集出荷情報共有化の実証結果の活用方針が、具体的な計画になっているか。

オ 成果の普及の進め方が、具体的な計画になっているか。